第 4 回

熊本県議会

文教治安常任委員会会議記録

平成19年12月12日

開会中

場所 第 2 委 員 会 室

平成19年12月12日(水曜日)

午前10時2分開議午前11時37分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成19年度熊本県一般会計補 正予算(第7号)

議案第19号 学校教育法等の一部を改正す る法律の施行に伴う関係条例の整理に関 する条例の制定について

議案第20号 県立学校の授業料等徴収条例 の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 熊本県市町村立学校職員のへ き地手当等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について

議案第31号 専決処分の報告及び承認について

議案第32号 平成19年度熊本県一般会計補 正予算(第8号)

議案第44号 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 熊本県市町村立学校職員の給 与に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

請第16号 学級定数を減らしゆきとどいた 教育を求める請願

請第1号 県立高等学校再編整備計画に関する請願

請第4号 熊本県立八代東高等学校定時制 の存続に関する請願

請第5号 熊本県立阿蘇清峰高等学校の存 続を求める請願

請第6号 県立高等学校再編整備計画に関する請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

① 県立高等学校の再編整備等について

出席委員(7人)

委員長 吉 永 和 世 史 副委員長 守 田 憲 即 委 員 松 村 昭 委 員 平 野 みどり 委 員 氷 室 雄一郎

委 員 早 田 順 一

欠席委員(1人)

委 員 小 杉 直

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 柿 塚 純 男

総括教育審議員兼

教育次長 新 井 久 徳

総括教育審議員兼

教育次長 石 井 二三男

教育次長 中 村 和 道

首席教育審議員兼

教育政策課長 吉 村 孝

福利厚生課長 中 村 義 臣

高校教育課長 石 井 博 憲

義務教育課長 木 村 勝 美

首席教育審議員兼

学校人事課長 松 葉 成 正

社会教育課長 遠 藤 洋 路

人権同和教育課長 堀 田 浩一郎

文化課長 梶 野 英 二

体育保健課長 八十田 宏

首席教育審議員兼

施設課長 橋 口 正 治

高校整備政策監兼

警察本部

本部長 横 内 泉

幸二 警務部長 蝦 名

幸三 生活安全部長 德 永

刑事部長 森 田 惟 信

交通部長 黒 木 修

警備部長 島 崎 政 廣

参事官兼首席監察官 古 川 隆幸

参事官兼警務課長 松 本 一幹

参事官兼会計課長 吉 村 郁 也

総務課長 吉 長 立志

理事官兼

生活安全企画課長 山 内 誠 次

参事官兼

刑事企画課長 藤 井 勝 公

理事官兼

交通企画課長 浦 田 潔

強

交通規制課長 木 庭

理事官兼

警備第一課長 中 尾 憲 史

事務局職員出席者

議事課課長補佐 菊 住 幸 枝 政務調査課課長補佐 松 本 公 利

午前10時2分開議

○吉永和世委員長 ただいまから、第4回文 教治安常任委員会を開会いたします。

今回、新たに付託された請願が1件あり、 提出者から趣旨説明の申し出があっておりま すので、これを許可したいと思います。

請第16号についての説明者を、入室させて ください。

(請第16号の説明者入室)

○吉永和世委員長 説明者の方に申し上げま すが、各委員には請願書の写しを配付してお りますので、説明は簡潔にお願いいたします。

(請第16号の説明者の趣旨説明)

○吉永和世委員長 よくわかりました。後で

高校整備推進室長 後 藤 泰 之 ! よく審査しますので、きょうはこれでお引き 取りください。

(請第16号の説明者退室)

○吉永和世委員長 それでは、本委員会に付 託された議案を議題とし、これについて審査 を行います。

まず、議案について教育委員会、警察本部 の順に執行部の説明を求めたいと思います。

それでは、教育長から総括説明を願い、続 いて担当課長から順次説明をお願いいたしま

初めに、柿塚教育長。

○柿塚教育長 おはようございます。

議案の説明に先立ちまして、一言お礼を申 し上げさせていただきたいと思います。

委員各位におかれましては、去る11月13日 から15日まで沖縄県立八重山農林高等学校及 び国指定重要文化財であります宮良殿内並び に石垣市立八重山博物館を視察していただき まして、ありがとうございました。生徒の興 味、関心、時代のニーズに対応した教育課程 や地域と一体となった教育活動、また個性あ る伝統文化などについてごらんいただきまし たが、本県におきましても特色のある学校づ くりの推進や文化財の保存、活用に今後とも 努めてまいる所存であります。

次に、本年開催されました第62回国民体育 大会におきましては、男女総合成績の天皇杯 では14位、女子総合成績の皇后杯では17位と いう好成績を挙げることができました。

議会の方から、馬場副議長に出席いただき ました。私も、出席させていただきました。

昨年に比しまして選手団が約130名減じた 中で、この成績を挙げることができたわけで ございます。関係の皆様方の御理解、御支援 はもちろんのことでございますが、各競技団 体の熱意あるたまものであると感謝をしてい るところでございます。

今後とも、私ども本年8月に改定いたしま

した県スポーツ振興計画に基づきまして、本 県のスポーツ振興に努め、スポーツを通して 県民に夢と感動を与え、県民一人一人が心の 豊かさを実感できるよう、「スポーツによる 豊かなくまもとづくり」を目指してまいりた いと考えているところでございます。

県立高校の再編整備につきましては、10月 25日教育委員会におきまして県立高等学校再 編整備等基本計画と県立高等学校再編整備等 基本計画実施に向けた準備のための計画(前 期)を決定させていただき、公表させていた だいたところでございます。

これまで議会等でもお答えしておりますように、地域等からの意見のくみ上げをできる限り行い、計画に反映させてまいりましたが、これらの計画に記しておりますとおり、計画を決定した後も、再編・統合に伴う新校の開設予定時期まで、地域の方々等との意見交換を続けていくことはもちろんでございますが、その間の入学者数の推移も見極めながら、再編・統合について判断してまいりたいと考えております。

少子化とそれに伴う県立高校の小規模化が 進む中、高等学校段階で求められます教育環 境をしっかりと確保していくためには、県立 高校の再編整備は避けられないと考えており ます。皆様方の御理解と御協力を、切にお願 い申し上げたいと思います。

それでは、今議会に提案されております教 育委員会関係の議案について御説明を申し上 げます。

まず、議案第1号及び第32号平成19年度熊本県一般会計補正予算におきまして、5,887万7,000円の債務負担行為の設定及び6億434万6,000円の増額補正をお願いしております。

議案第1号平成19年度熊本県一般会計補正 予算は、去る10月25日に教育委員会で決定い たしました県立高等学校再編整備等基本計画 実施に向けた準備のための計画(前期)に基 づき、宇土高校及び八代高校に、平成21年度 に県立中学を併設し、併設型中高一貫教育を 導入するため、現在の高校の施設では不足す る技術室等の施設整備に係る設計費につい て、債務負担行為の設定をお願いしているも のであります。

議案第32号平成19年度熊本県一般会計補正 予算は、人事委員会の職員の給与等に関する 勧告を踏まえた給与費の増額補正をお願いし ております。

条例関係でございますが、議案第19号学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、学校教育の充実を図る等のため学校教育法等が一部改正され、その施行に伴い関係条例の整理を行うものでございます。

議案第20号県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定については、平成20年度からすべての定時制高校が単位制に移行することに伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

議案第21号熊本県市町村立学校職員のへき 地手当等に関する条例の一部を改正する条例 の制定については、育児短時間勤務制度等の 導入に伴い、へき地手当等についての関係規 定の整理を行うものでございます。

議案第44号熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事委員会勧告等を踏まえまして、県立学校職員の給料月額の改定等を行うものでございます。

議案第45号熊本県市町村立学校職員の給与 に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついては、同様に市町村立学校職員の給料月 額の改定等を行うものでございます。

なお、このほか総務常任委員会において審 議されます債務負担行為補正の中で、教育・ 文化ネットワーク及び臨時的任用教職員給与 等計算システムの運営管理及び保守のための 債務負担行為の設定をお願いしております。

以上が、今議会に提案している議案の概要

でございますが、今委員会では、このほか、 先ほど申し上げました県立高等学校再編整備 等基本計画について御報告させていただくこ ととしております.

詳細につきましては担当課長等から説明を 申し上げますので、御審議のほどよろしくお 願い申し上げたいと思います。

○石井高校教育課長 高校教育課でございま す。よろしくお願いいたします。

資料は、補正予算関係が1ページ、条例関係が2ページから8ページまででございます。

資料の1ページを、ごらんいただきたいと 思います。

今回の補正予算では、併設型中高一貫教育 導入事業に要する経費としまして5,883万7,0 00円の債務負担行為の設定をお願いしており ます。これは、去る10月25日に教育委員会で 決定されました県立高等学校再編整備等基本 計画実施に向けた準備のための計画(前期)に おいて、平成21年度に宇土高校及び八代高校 に県立中学校を併置し、併設型の中高一貫教 育を導入することとしているために、これに 必要な施設整備の設計費について債務負担行 為の設定をお願いするものでございます。

施設設備の内容としましては、高校にはない技術室の建築、八代高校の中学校用体育館の建築、既存教室の中学校教室への改修等を計画しております。

平成21年4月の開校に向けて所要の工期等を考慮しますと、来年1月には設計発注のための手続きを開始する必要がありますために、今回の補正予算において債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、説明資料2ページをお願いい たします。

議案第19号学校教育法等の一部を改正する 法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条 例の制定について、御説明申し上げます。 条例制定の趣旨は、学校教育法が一部改正 され、その施行に伴い関係4条例の整理を行 うものでございます。

今回の学校教育法の一部改正におきましては、改正教育基本法の新しい教育理念などを踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、校種の目的、目標を見直し、副校長など新しい職の設置、学校評価及び情報提供に関する規定の整備などが行われておるところでございます。

今回御提案しております条例の改正は、この学校教育法の一部改正により学校種の既定順が見直され条項が改正されたため、関係4条例について、条例に引用されております学校教育法の条項の変更を行うものでございます。

改正の内容としましては、1つ、熊本県育 英資金貸与基金条例第7条において引用され ております学校教育法第82条の2を第124条 に。

2つ目、熊本県高等学校定時制及び通信制 課程修学奨励資金貸与条例第2条において引 用されております学校教育法第45条第3項を 第54条第3項に。

3つ目、熊本県職員等の大学院等派遣研修 費用の償還に関する条例第2条において引用 されております学校教育法第68条の2第4項 第2号を第104条第4項第2号に。

4つ目ですが、熊本県認定こども園の認定 基準に関する条例第2条に引用されておりま す学校教育法第78条各号を第23条各号に、そ れぞれ改正するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いします。

○吉村教育政策課長 教育政策課でございま す。

資料は、追号分の説明資料1ページをお開 きいただきたいと思います。

今回補正予算として計上しました教育委員会の職員給与費について、御説明いたします。

一般会計の増額補正としまして、教育政策 課から体育保健課までの5課、合計6億434 万6,000円を計上しておりますが、学校人事 課分5億9,460万7,000円は、教職員1万6,52 9人の給与費、その他4課の973万9,000円は、 事務局職員312人の給与費でございます。

いずれも、県人事委員会の勧告に従いまして給与に関する条例を改正し、給料等を改定するものでございます。

事務局職員につきましては総務部人事課の 所管、それから教職員につきましては学校人 事課の所管の条例となっております。この条 例につきましては当委員会の議案になってお りますので、後ほど学校人事課長の方から説 明することになっております。それから、特 別会計の方は、変更はございません。

2ページを、ごらんください。

教育政策課166人分の給与費でございます。 これには、例えば高校教育課であるとか義務 教育課の職員のほかに、教育事務所あるいは 教育センターの職員も含まれております。

それから 3ページは、教職員給与費 1 万6, 529人分を計上しております。

4ページには、社会教育課合計94人分、文 化課が合計44人分の給与費を計上しておりま す。

5ページには、体育保健課8人分を計上しております。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○松葉学校人事課長 学校人事課でございま す。着座のままで、説明をさせていただきま す。

まず、今回の補正予算として計上しました、 教職員給与費について御説明をいたします。 説明資料追号分の3ページを、お願いいたし ます。

教育政策課長から今御説明しましたよう に、県人事委員会勧告に基づく教職員の給料、 勤勉手当等、給与費の増額補正でございます。 教職員費の小学校費 2 億6,300万円余、教職員費の中学校費 1 億5,600万円余、高等学校総務費 1 億3,100万円余、特別支援学校費4,300万円余、合計 5 億9,460万7,000円の増額補正をお願いしておるところでございます。

続きまして、条例案について御説明をいた します。本議会に、4本の条例案を提案させ ていただいております。

まず説明資料9ページ、これは申しわけありません、追号ではない方でございます。もともとの説明資料9ページを、お願いいたします。

議案第20号県立学校の授業料等徴収条例の 一部を改正する条例の制定についてでござい ます。

1の条例制定の趣旨にあるとおり、平成20 年度からすべての定時制高校が単位制に移行 するに当たり、関係規定を改正するものでご ざいます。

改正内容は、2点ございます。まず1点目は、9校ある定時制がすべて単位制になることから、これまで設けておりました単位制以外の定時制に係る授業料の額及び納付方法を削除するものでございます。

2点目は、これは単位制でございますが、 定時制の授業料の納付方法について、今まで は一括前払い納付のみであったものを、経済 的理由により一時的に納付が困難な者につき ましては、2回の分割納付の方法を設けるも のでございます。

なお、4の経過措置といたしまして、平成 19年度以前から引き続き在学する生徒につき ましては、入学から4年間は今までどおりの 月割り納付を認めることとしておるところで ございます。

次に、14ページをお願いいたします。

議案第21号熊本県市町村立学校職員のへき 地手当等に関する条例の一部を改正する条例 の制定についてでございます。

1の条例制定の趣旨にあるとおり、地方公

務員の育児休業等に関する法律、また地方公 共団体の一般職の任期付き職員の採用に関す る法律の一部改正により、へき地教育振興法 が一部改正されたことに伴います改正でござ います。

2の改正内容にあります、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、これは育児短時間勤務をする職員の補充のために任用する短時間勤務職員のことでございますが、この職員と次の任期付き短時間勤務職員、これは一定の期間に限り業務量の増加が見込まれる場合などに任期を定めて採用する任期付きの短時間勤務職員のことでございますが、これらの職員につきましては、へき地教育振興法におきましてへき地手当及びこれに準ずる手当を支給しないとされていることから、これにあわせて条例の規定を整備するものでございます。

この2つの条例は、いずれも平成20年4月 1日の施行としております。

次に、申しわけございません、説明資料追 号分の方の6ページをお願いいたします。

議案第44号熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正内容は、主に4点ございます。1点目は、給料表につきまして人事委員会勧告に従い改定することとしております。

2点目は、扶養手当について人事委員会勧告に従い子等に係る手当の月額を500円引き上げて6,500円とすることとしております。

3点目は地域手当についてでございますが、地域手当の支給地域から支給のない地域に異動した場合、例えば東京から熊本へ異動した場合などに、1年間支給されている地域手当の異動補償について廃止することとしております。

4点目は、勤勉手当の改定でございますが、 人事委員会勧告に従い平成19年12月期の支給 月数を0.05月分引き上げることとし、平成20 年度以降につきましては勤勉手当の支給月数 を6月期及び12月期ともに、0.75月とするこ ととしております。

施行日につきましては記載のとおりでございますが、給料表及び扶養手当の改定は本年4月1日から、平成19年12月の勤勉手当の改定は本年12月1日から適用し、地域手当及び平成20年度以降の勤勉手当の改定については、平成20年4月1日から施行することとしております。

このほか、これらの改正に伴う経過措置を 規定するとともに、関係法令の改正等に伴う 規定の整備を行うこととしております。

次に、28ページをお願いいたします。

議案第45号熊本県市町村立学校職員の給与 に関する条例の一部を改正する条例でござい ます。

県立学校職員と同様の改正を行うため、必要な規定を改正するものでございます。

以上が、本議会に提案しております議案の 概要でございます。よろしく御審議のほど、 お願いいたします。

○吉永和世委員長 それでは続いて、警察本 部から説明をお願いいたします。

初めに、横内警察本部長。

○横内警察本部長 おはようございます。

吉永委員長初め委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり、深い御理解と温かい御支援をいただいているところであり、また先月は、大変お忙しい中、熊本東警察署並びに鹿児島県警察機動センターにおいて、警察業務等についての御視察を賜り、まずもって、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

特に熊本東警察署においては、警察署の運営をつかさどる幹部職員にあわせ、暴力団幹部殺人事件や暴走族取り締まり等に専従している職員等にも温かい激励の声をかけていた

だいたとお聞きしております。

皆様の御言葉は、熊本東警察署の署員にと どまらず、県民の皆様が安全で安心して暮ら せる熊本を実現するため、日夜努力している 県下全警察職員への多くの県民の皆様を代表 されての励ましであり、本部長として心から 感謝申し上げます。

それでは、今回、警察本部から提案しております議案の説明に先立ちまして、まず最近の本県の治安情勢について御説明申し上げます。

御案内のとおり、本年は、平成16年に策定した熊本県警察緊急治安対策プログラムの最終年でありますが、犯罪の抑止につきましては、昨年まで3年連続して減少しておりました刑法犯の認知件数が一時期増加傾向を示したものの、犯罪抑止緊急対策の実施等により、11月末現在で、1万8,265件と、前年同期に比べて310件、率にして1.7%減少させるに至ったところであり、今後も対策の手を緩めることなく、是が非でも4年連続減少を伴っての目標達成を目指してまいりたいと考えております。

また、人身交通事故の抑止にあっては、目標達成が極めて難しい見通しとなってきておりますが、交通事故死者数は、けさの時点で、昨年同期比プラスマイナスゼロの96人で推移しており、最終的に昭和56年以来、25年ぶりに110人を下回った前年の107人をさらに下回ることができるよう全力で取り組んでまいります。

さらに、本年6月から8月にかけて県内でけん銃を使用した殺人事件等が相次いだ暴力団道仁会と九州誠道会の抗争につきましては、8月22日に設置いたしました集中取り締まり推進本部における懸命な捜査により、これまでに、6月発生の殺人事件で被疑者10人を、8月発生の殺人未遂事件で被疑者2人をそれぞれ逮捕したのを初め、両組織の幹部等延べ36人を逮捕し、けん銃6丁を押収すると

ともに暴力団対策法に基づく中止命令4件を 発出しているところであります。

ただ、この間におきましても、福岡・佐賀両県下におきまして、依然として両組織の抗争と思われるけん銃発砲殺人事件が発生しているところであり、しかも病院やマンションといった公共の施設あるいは敷地内で犯行に及ぶなど、県民の皆様の不安感は依然として高く、引き続き集中取締推進本部による両組織に対する徹底した取り締まりを行うとともに、機動隊等による警戒活動や一斉検問を強化し、抗争の封圧を図ってまいりたいと考えております。

これから年末年始にかけては、ただ今申し上げた緊急治安対策プログラムの目標達成や暴力団対策に加え、金融機関強盗等の封圧、飲酒運転、暴走族の取り締まり、雑踏事故防止など重要な課題が山積しているところであり、県警察といたしましては、これらの一つ一つに対しまして、組織の総力を挙げた取り組みを推進し、県民の皆さんが安んじて新たな年を迎えていただけるよう努めてまいる所存であります。

どうぞ委員長初め委員の皆様方には、引き 続き警察活動に対するさらなる御理解と御支 援を、よろしくお願い申し上げます。

それでは警察関係の議案でございますが、 今回提案しておりますのは、第1号議案及び 第32号議案平成19年度熊本県一般会計補正予 算。

第1号議案は、運転者管理システム改修費、 交通規制管理費等警察費総額417万円をお願いするもの、第32号議案は、職員手当、共済 費等職員給与費総額1億3,200万円余をお願いするもの、第31号議案専決処分の報告及び 承認について、これは、職員の交通事故に係 る損害賠償事案における和解及び損害賠償額 の決定に関するものの3件でございます。

詳細につきましては、この後、担当課長等 から説明申し上げますので、御審議のほどよ ろしくお願いいたします。

○吉村会計課長 警察本部予算関係議案につきまして、お手元の資料に基づき御説明いた します。

まず1ページの第1号議案平成19年度熊本 県一般会計補正予算(第7号)についてでござ います。

警察本部費で31万2,000円の増額をお願い しております。説明欄のとおり警察一般管理 費の初度調弁等備品整備費でありまして、天 草警察署赤崎駐在所の新築に伴います執務用 机・いす等の整備に要する経費でございま す。

次に運転免許費で、172万7,000円の増額をお願いしております。説明欄のとおり、自動車運転免許費の運転者管理システムの改修費でありまして、平成19年6月20日に公布されました改正道路交通法によりまして、高齢者運転標識の表示、聴覚障害者標識の表示、後部座席シートベルトの着用が義務化されることに伴いまして、免許条件コード及び違反名コードを追加するために必要となるシステム改修費用でございます。

次に警察活動費で、213万1,000円の増額を お願いしております。説明欄のとおり交通警 察運営費の交通規制管理費でありまして、平 成19年度に新設されました信号機等の電気料 及び専用回線料の経費でございます。

以上を合計しますと補正額は417万円となり、補正後の平成19年度警察費歳出予算総額は426億7,335万1,000円となります。

第1号議案につきましての説明は、以上で ございます。

次に、お手元の資料の追号1ページの、32 号議案平成19年度熊本県一般会計補正予算 (第8号)についてでございます。

警察本部費で1億3,267万8,000円の増額を お願いしております。説明欄にありますとお り職員給与費でありまして、先ほど説明のあ りました教育委員会と同様、人事委員会勧告 に基づき給与改定に伴う所要額を計上してお ります。

以上を合計しますと、補正後の平成19年度 警察費歳出予算総額は428億602万9,000円と なります。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○古川首席監察官 着座のまま、説明させて いただきます。

議案第31号専決処分の報告及び承認について、御説明いたします。

本件は、交通事故に係る損害賠償事案における和解及びその損害賠償額の決定に関するものです。

事故の概要は、平成19年8月29日午前2時35分ごろ、熊本市長嶺8丁目2番17号先路上において、交通取締用無線自動車で暴走族取り締まり中の熊本東警察署員が、暴走二輪車を緊急走行で追跡中、暴走二輪車が一時車道左端に寄ったことから、これを捕捉するため同車両の右側へ出ようとした際、これを妨害しようと同車両が再び右へ移行して来たため、同車両との衝突を避けるためハンドルを右に切り急制動したところ、右前方に斜走し、道路右側の中古車販売店に展示中の中古車に衝突したものです。

その際、最初に衝突した展示車両1台が、 さらにその奥の車両に衝突するという玉突き 事故となり、合計2台の展示車両に損害が生 じました。

本件交通事故の和解内容につきましては、 相手方の車両等修理費を全額負担することと し、県が相手方に596万8,993円を賠償するも のであります。

なお、このうち任意保険会社から200万円 の補てんがあることから、実質的な賠償額は 396万8,993円になります。

今後とも職員の交通事故を防止するため、 指導教養の徹底、運転技能の向上等に努めて

まいる所存でございますので、よろしくお願 ! ○後藤高校整備政策監 そういうことになり いを申し上げます。

以上で、報告を終わります。

○吉永和世委員長 以上で執行部の説明が終 了しましたので、付託議案等についての質疑 を受けたいと思います。質疑はありませんか。 はい、平野委員。

○平野みどり委員 教育委員会に、お尋ねい たします。

中高一貫の学校での施設整備に関しての予 算なんですけれども、ここの予算はいいとし て、先生方の待遇といいますか、今回、中高 一貫になって高校の方から先生方が中学の方 に教えに行かれるのか、もしくは中学校の義 務制の先生方が県立の中学校で教えるという ような形での立場が変わるのか、そこら辺は いかがか。もう細かいところが決まっている んでしょうか。

○後藤高校整備政策監 内容については高校 整備推進室で担当しておりますので、私の方 からお答えさせていただきますけれども、基 本的には中学校の生徒は中学籍の教員の方に よってやってもらうということでございま す。

ただ、ほかの学校でも他県の先進例でも、 高校の先生方に兼務辞令を発動しておりまし て、高校の先生がTTで入ったり、あるいは 授業によっては高校の先生が中学の子供たち を教えるということも考えているというとこ ろでございます。

○平野みどり委員 ということは、すみませ ん、もう1回確認しますが、中高一貫の中学 で教えられる先生方は今までの義務制の先生 方で、県立の中高一貫の中学で教えるという 立場になるということですか。

- ます。
- ○平野みどり委員わかりました。 続いて、いいですか。
- ○平野みどり委員 定時制の単位制の授業料 のことですけれども、これは今までは定時制 も単位制でない学校があったけれども、全部、 定時制も単位制にするという形になるという ことでよろしいんですか。
- ○松葉学校人事課長 そのとおりでございま す。
- ○平野みどり委員 それによって、定時制の 場合はかなり経済的に厳しい御家族の子供さ んが多いようですけれども、納付に関しての 経済的な負担感というのは生じないんでしょ うか。
- ○松葉学校人事課長 確かに今、単位制でな い定時制は月割りという形でやっております が、今回すべて単位制になるということで、 今はもう湧心館高校は単位制でやっておりま して、基本的に一括前払いという形でやって おります。特に滞納等が生じているわけでは ございませんが、これが県下全部になるとい うことで、一括納付が困難な方については2 回の分割納付を認める制度を設けたというと ころでございます。
- ○平野みどり委員 湧心館ではそういう形で 行われているのは知っていますけれども、か なり郡部の高校の定時制に行かれている方 は、2回納付でもかなり厳しいんじゃないか という現場の先生方とか保護者の方からの声 が出ているんですけれども、これ以上の配慮 の部分は、もう可能性としてはないんでしょ うか。

○松葉学校人事課長 議員御承知と思いますけれども、基本的に減免制度とかいうのがございまして、かなり厳しいところについてはそういう形で全額免除それから半分免除といったような制度があって、これが定時制の場合は15%をちょっと超えているぐらいの額になっております。かなり厳しいところについては、そこら辺で救われるというふうに認識しております。あと、一時的に納付が困難な方については2回に分割するということで、今のところ湧心館高校の話とか他の定時制の高校を聞いたら、まあ対応できるんじゃないかという話を聞いておりますので、この制度にしておるところでございます。

○平野みどり委員 減免の仕組みも、なかな かタイミング的に使いづらかったりするとい う指摘も出ていますので、できるだけ負担の ないように運用していただくように、よろし くお願いします。以上です。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。は い、早田委員。

○早田順一委員 警察本部にお尋ねしますけれども、この内容というか関連してなんですけれども、警察に関連して、今非常に金属盗犯罪が、やっぱり中国とかの好景気の影響で出ているんではないかと思うんですけれども、町中もそうでしょうし田舎の方でも、例えばビニールハウスの鉄パイプがいつの間にかのうなったとか、細かいことを言うならですね。そういうのが非常にふえているんではないかと思います。そういうことに関しまして、県警としては取り締まりを強化されていると思いますけれども、その辺の状況をちょっと聞かせてもらいたいと思います。

○森田刑事部長 金属盗といって特に統計は

とっていなかったんですけれども、18年ごろから金属を窃取する盗犯というか、これがふえてきた関係で、ことしから本格的に統計をとっております。

ただ、昨年は銅の窃盗が46件あっております。ことしは11月末現在で193件と、約4,000万円の被害ですね。

それから検挙としては39人を検挙しまして、132件の事件を解決しております。

被害対象を見ますと、銅が大体54件、それ からステンレスが44件、鉄が83件、アルミが 11件、こういった内容になっております。

これは、やっぱり銅の価格とかそういったことを考えて、やっぱり高いやつを盗るというようなあれでございます。

特異な事案としましては、マンションとかアパートの新築工事現場の電線、これの屋内配線を盗ったり、ミカン山の作業用のモノレール、これを120メーター盗ったとか、ステンレスの加工場とか鉄工所のステンレス加工品を盗ったとか、そういう事案が発生しております。

警察としては、予防としましてはやっぱり 検挙する、これが第一でございます。それで 金属所とかスクラップ工場ですか、ここ辺と の連携を強めまして情報収集あたりをやって 検挙しておるわけですけれども、さらには被 害を予防するためには、被害が発生したとき とか事件で検挙したとき、こういうときは積 極的に広報しまして、注意とか警戒を喚起す るような施策を取っております。以上でござ います。

○早田順一委員 ぜひ強化をしていただきたいということと、これは組織的な犯罪とかもあるわけですか、それとも個人的に小銭稼ぎでするのか、よく言う建設業なんかの機材とかを船に乗せて持っていくとかそういうのもありますけれども、そういう犯罪の取り締まりとかは県警なんですか、それとも何かこう

○森田刑事部長 窃盗事件に関しては県警で やっておりますけれども、組織犯罪等になっ てもやっぱり当然県警が捜査をします。あと 輸出したりすれば税関とかそちらの関係とも 連携して捜査するということになると思いま す。

○早田順一委員 はい、わかりました。

それからもう1点が、最近よく新聞などに 飲酒運転の取り締まりとかよく出ていますけれども、罰金とかが金額が高くなってきていますですね。そういう小さいものから大きな罰金、そういうお金が、熊本県で大体どれくらい罰金の額が今までになっているのか。それと、私はまだちょっとわからないんですけれども、そのお金の流れですね、流れと使い道、その辺をちょっと教えてもらいたいんですけれども。

○木庭交通規制課長 交通規制課でございま す。

交通違反につきましては罰金、いわゆる検察庁あたりへ行って即決裁判で支払う罰金としてのお金と、それからいわゆる反則金ですね、交通反則通告制度に基づきます通常軽微な違反ですけれども、それに対して納める反則金というのがあります。

罰金につきましては納付がですね、そういう裁判の上での納付ですので詳細に承知しておりませんけれども、反則金につきましては、これはいわゆる交通安全対策特別交付金制度というのがございまして、都道府県とか市町村の交通安全の施設整備に充てられるということで、そういう使い道があります。

本県におきます反則金の徴収罰金につきましては、過去5年間を見ますと大体9億から10億ぐらいの範囲で反則金を徴収している

と。これに対しまして、ただいま申しました 交通安全対策特別交付金ということで国から 交付される額は10億から12億ということで、 反則金よりも若干多くの金がそういう交付金 としてきているという状況でございます。以 上です。

○早田順一委員 9億から10億と非常に大きなお金が、そういった反則金とか罰金で集まっているようでございます。これはあれなんですかね、ここ5年間でそんなに上限はないんですかね。大体、毎年10億以下ぐらいの金額ノルマというのは、その辺はないんでしょうけれども。プラス上乗せして国からお金が入ってきているということ、これはやっぱり田舎になればなるほど、こういう反則金プラスアルファで国からお金が流れてくるんでしょうか。

〇木庭交通規制課長 反則金の徴収額の本県の部分ですけれども、過去5年間を見てみますと、さっき申しましたように大体9億円から10億円ということで、14年度が8億5,000万円余り、それから3年間10億円、そして昨年度18年度が約9億2,000万円ということで、それほど反則金の徴収額には大きな差はないと思っております。

これに対して、本県に対する交付というのは、これは国が決定するわけで、人口集中地区の人口ですとか、その県の交通事故の発生件数あるいは改良済みの道路の延長距離数等に基づいて国が決定いたしておりまして、我々はちょっと関与しないところですけれども、本県の部分を見ますと、本県は反則金の徴収額に対して交付金の額は多いんじゃないかというふうに思っております。

去年の状況を見ますと、本県の反則金の徴収額というのは全国で25位ですけれども、いわゆる特交金の交付額は23位ということでちょっと上がっていると。また反則金徴収額に

対します交付の率は、本県は去年131%になっておりまして、これは全国で16位ということで、やはり都市部、特に東京あたりを見ますと、徴収額に比べて交付金は非常に少ないというふうな状況になっているみたいです。これは国の方で決定することですので、そういう形で政令の規定に基づいて決定されているというふうに承知しております。以上です。

○早田順一委員 ありがとうございました。

○氷室雄一郎委員 一番後で質問をしようと 思ったんですが……。県警本部におかれまし ては年末年始大変お忙しい中で頑張っていた だいていると思います。

きのう県警のホームページをちょっと見た んですが、交通取り締まり状況というのは、 ただ2月の3日から12月の10日までと、12月 10日から16日まで、これだけしか記載してな いんです。何か、交通取り締まり情報という のがあるんですか。

○黒木交通部長 通常の取り締まり、私もちょっと手元に資料がないから詳しく言えませんが、集中取り締まりとかそういうものを主に書いている。取り締まりは毎日やっていますので、それを全部書くというのはなかなかできないんじゃないかということで、集中的にやるものを載せているんだというふうに理解してください。

○氷室雄一郎委員 だから、私が見た段階では、この期間だけが載せてある。ほかのものは一切載せてないと思うんですが、九州各県を見ますと非常に、このようにずらずらっと、いろんなところといいますか、日にち別に極めて、何も取り締まりのための取り締まりではなくてということとは思うんですけれども、違いますか。

○黒木交通部長 今おっしゃったことに関してですけれども、載せないということではございませんで、これは取り締まりをするのを載せて、そのことで抑止効果が出てくれば十分でございまして、今おっしゃいましたように私もちょっとその中を見てないものですから、その中身が不足するようであれば、さっき言いましたような趣旨で、別に隠して取り締まりをやるとか、そういうことじゃございません。それを載せることで効果が出てくるというふうなねらいを持っておりますので、そういうふうに改善をしていきたいと思います。

○氷室雄一郎委員 今ホームページ等もかなり皆さんよく見られておりますし、県民の皆さんの声も私も電話で直接いただいたり、抑止力の部分でございますので、ある程度もう少し九州各県の状況を見ていただくと非常にわかります。余り詳しいというところまではなくても、ある程度抑止力が全県的にいくように配慮ができないのかという御意見もございますので……。

○黒木交通部長 氷室先生おっしゃったとおりでございます。これで抑止力が出てくれば十分その効果はありますし、その目的は達成できますので。

以前はラジオあたりで事前に流しておったような気がするんですが、ちょっと申しわけない、その資料を私が承知しないものですから、おっしゃいましたような方向で当然、載せられる分は載せていきたいというふうに思っております。

○氷室雄一郎委員 今答弁いただきましたので検討していただきまして、サービスの面も含めまして県全体に、これだけ皆さん関心を持ってホームページ等も利用されておりますので、ぜひ善処をお願いしたいと思っており

ますので、よろしくお願いします。

○黒木交通部長 あえてそれを隠しておるわけではございませんので、おそらく先生、担当が中身をそこまで思ってなかったんじゃないかという気はしますけれども、いずれにしましても中身は、載せられる分は全部載せてやっていきたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○吉永和世委員長 ほかに。

○平野みどり委員 関連なので、すみません。 飲酒運転の話です。

きのうも1面に新聞に載っていました、あれは県が出された広告じゃなくて民間の方たちが出されたすごろくが載っていましたけれども、非常にインパクトがあって、こうなる人生、お酒を飲むとこんなふうになるよということで、とてもいい宣伝だったなと思うんですけれども、今県警の方で、今回交通規制管理費、警察費ということですが、この中身の詳細についてはどういうことなのかまだ存じ上げないわけなんですが、アルコール探知機、これは検問をされる車両には必ず備えて、それで探知されているんでしょうか。

といいますのが、実は知人が飲酒運転の検問にかかったんですが、息を吐きかけてくれと言われた、探知機じゃなくてですよ。こんな検問があるんだろうかと大変不快な思いをしたということなんですけれども、現状そういうことがあるのかどうか。実際その方はあったわけですけれども、探知機の配備状況などはどういうふうになっているんでしょうか。

○黒木交通部長 検問をする場合にアルコール感知器というのがございまして、それに息をかけてもらって、それで色が変わるわけですね。そういう状態になったときに初めて、

皆さん御存じのように風船を吹いてもらって 出すというような格好になっておるわけでご ざいまして、それは取り締まりをする車両に は全部それを持ってやっておるところでござ います。

○平野みどり委員 ということは、この方が 飲酒運転の検問ということで、息を吐きかけ てくれと警察官の方に言われた、こういうこ とは本来あってはならないことですか。

○黒木交通部長 取り締まりする場合に、最初に申し上げましたようにアルコール感知器というのがございまして、それは懐中電灯みたいな形式になっておるんですけれども、それを出しまして息をかけてもらって、それでアルコールがまずあるかどうかを確認をして、さらに後、風船を吹いてもらってその正規の機械でその量を出していくというような格好になっておりますので、それをこういうふうにして、どうぞこれに息をかけてみてくださいというのは、これは正規の取り締まりの今のやり方でございますけれども。

○平野みどり委員 聞いていることに答えていただいてないですよね。それは私もやったことがありますからよくわかっていますけれども、そういった取り締まりをする警察官がいていいのかということですよね。御本人も、検問を受けられた方も不快ですし、顔にですよ、自分の顔に息を吹きかけてくれと言われたんですよ。

○黒木交通部長 それは、私がよく聞いてなくて申しわけない。それは、ございません。 顔にかけてくれなんというのは、それはできません。

○平野みどり委員 あったわけですよ、実際 にですね。いついつの、どこどこだというの は後で言いますので、御本人はだれだれだということも警察の方には伝えられますけれども、これは非常に若い――この方は年配の方だったんですけれども、若い女性だと本当にセクハラにも当たることですし、年配の方でも同じですが。それと、その警察官自身も、インフルエンザとかいろんなウイルスとかありますから、警察官自身の安全の面でもそういった形の検問のあり方というのはよくないというか、あってはいけないんじゃないかと思うんですけれども。

○黒木交通部長 もし、それが事実であれば、 おっしゃるとおりでございまして、そういう ふうなものはやらないように通常は指導をし ておるんですけれども、もしそういうのがご ざいましたら、事実であればまた改めて指導 をやり直したいと思います。

○平野みどり委員 はい。よろしくお願いします。

○倉重剛委員 先ほど、県警の本部長の方から説明をいただきました。その中で、確かに犯罪件数というのが今年度は1.7%減少している、それから交通事故も減少の過程をとっていると、非常にすばらしい、110人から107人という、そういう実績を示しておると。これは警察行政の大変御努力を多とするもので、心から敬服したいというふうに思います。

しかし、そういう中でも年末年始を控えていまして、きのうも新聞に大きく載っておりましたけれども、空き巣の問題。8,000万というのはちょっと想像を絶しますけれども、どういう空き巣だったのか知りませんけれども、そういうことで犯罪が多発するだろうというふうに思います。

しかし警察だけで、やっぱりこれをすべて 減少させるんじゃなくて、地域の協力が非常 に大事だろうと思うんですよ。いろいろ回っ

は後で言いますので、御本人はだれだれだと てみますと、地域パトロールという方がいらいうことも警察の方には伝えられますけれど っしゃいますね。なかなか御苦労だと思いまも、これは非常に若い――この方は年配の方 すよ。特に自治会長とか、そういう方が多いだったんですけれども、若い女性だと本当に んですかね。中には威張っている人もおりまセクハラにも当たることですし、年配の方で すけれども。

それから交通指導員の皆さん方、または父 兄が朝から交通整理をやって、非常に御苦労 だと思う。地域との連携というのが、非常に 大事だと思うんですよ。それはそれなりに我 々は目で見ていますけれども、地域格差が相 当あるような気がするんですね、地域格差が。 そこら辺どんなふうに地域との連携を取って いらっしゃるか、お聞きしたいと思んですけ れどもね。

○横内本部長 今、倉重委員がおっしゃった とおりでございまして、今犯罪が減少してい るのは、警察としても努力しておりますけれ ども、それに加えまして地域の方がみずから、 自分たちの地域を守ろうということでボラン ティア的なパトロールなどをされておりまし て、毎年、今そういったボランティア団体が ふえて、すでにもう4万人を超える方が参加 されているんですけれども、ただ、やはり地 域によって非常に熱心に取り組んでおられる ところと、それほどでもないというところが 確かにございまして、その辺は県警としても、 こうした方々とやはり連携していくというの が非常に実際今大きな効果も発揮しておりま すので、ことしの夏ぐらいからでございます けれども、例えば全警察署の方にそういった 地域の方々とより連携を強化するようにとい うことで指示もしておりまして、また、そう いった方たちには、やはり支援は警察だけで はなくて地元の行政、自治体もぜひしていた だきたいと思っております。そして自治体と も連携を強めまして、例えば署長から地元の 市町村長にも働きかけなどを今行っておりま して、そういった警察行政そして地域の方々 と一緒になって犯罪抑止に取り組んでいくと

いうことで、できるだけそれが県下で大きな ! ○守田憲史副委員長 学校給食について、お ばらつきなく、県下くまなくそういう体制が 構築できれば理想でございますので、ぜひそ ういう方向に向かって今後努力してまいりた いというふうに考えております。

○倉重剛委員 ぜひ頑張っていただきたいと いうふうに思います。

それから東署の問題、先般の一般質問で私 どもの委員長が質問いたしました。我々も視 察をして非常に感じたのが、あれでもってよ く犯罪防止さらに警察行政によく頑張ってい らっしゃるなということを、非常に実感をい たしました。たまたま暴力団の殺人事件があ りましたので、そういう犯罪検挙の実情等も 目の当たりにさせていただいて、何といいま すか警察対応の難しさ、また逆にそれに対す る犯罪防止だとかいうことに御努力いただい ているし、またそういう一般人の関心も、本 来であれば高くならなければいけないなと思 ったんですよ。

それはそれでいいんですけれども、本部長 は東署へ行かれたことがありますか。(発言 する者あり)ああ、そうですか。もちろんあ りますね。この前の答弁はちょっと効果が弱 かった。もうちょっと力強くアピールしてほ しかったという気がするわけですよ。決して 遠慮は要りません。ただ財政難であることは 我々は十分承知をいたしておりますから、そ ういうことに一緒になって、やっぱり文治の 皆さんと一緒になって頑張っていく必要があ るだろう。特に、あの地域は犯罪率が高いと いうふうに聞きました。どうか今後とも頑張 っていただきたいと思います。

きょうは小杉さんがいないので、かわって 申し上げます。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。は い、守田副委員長。

尋ねいたします。

ちょっと自分、御相談を受けた方に、子供 さんがアレルギーを持っていて、学校給食を 食べられるとき保護者の方が自分で献立表を 見て、自分の子供はこれとこれがいかんから と、そうすると、そのときには自分でお弁当 を持っていかんといかんそうですよ。そうす ると、お弁当を持ってきたからといって学校 給食費が引かれんからという御不満もありま したし、相当やっぱり学校給食に対してのア レルギーの心配があったみたいです。大量に つくって云々するときに個別的な対応という のは大変難しいとは思いますが、また市町村 が行っている学校給食とはわかるんですが、 県としましてはどんな御指導をなさっており ますか。

○木村義務教育課長 義務教育課でございま す。

現在、平成18年度の調査によりますと、食 物アレルギーを有する子供でございますけれ ども、大体3,000人近くおるということがわ かっております。食物アレルギーに関しまし ては命にかかわる問題でございますから、県 教育委員会としましても各学校に関連の資料 とか、また食に関する研修等でそのアレルギ ーに関しましての周知・理解を図っていると ころでございます。

具体的に申しますと、各学校共同調理場に おきましては関係のお子様の保護者の方々に は、献立表等にアレルギー系の食品をチェッ クした献立表を差し上げる、そういう具合に 綿密な連絡をとっております。

また具体的には、食物アレルギーを有する 子供さんたちも、みんなと同じものを食べた いという気持ちもございますものですから、 アレルギーの原因の食品を取り除いた除去食 とか、あるいは別メニューによる代替食とか、 そういうものを実際取り組んでいるところで ございます。

しかし、今おっしゃいましたように、どう しても対応できない部分がございます。多量 なアレルギーを持っている方とか、多くの生 徒がいますもので、その場合には保護者の方 々の理解のもとに弁当を持ってきていただく ようにしておるところでございます。

先ほどお話がありました、給食を食べないときの給食費の支払いでございますが、この件につきましては適切に対応が図られるように今後指導を図っていきたいと思っております。

○守田憲史副委員長 一応その指導を徹底して、よろしくお願いいたします。

○平野みどり委員 すみません、関連でいい ですか。

今の給食の問題ですけれども、それは確認ですけれども、自校方式でつくっているところも給食センターのところも、きちんとできる限りの対応はしていくということでよろしいですね。

○木村義務教育課長 はい、そうでございま す。

○平野みどり委員はい、わかりました。

○守田憲史副委員長 要望なんですけれど も、教育委員会、警察本部双方に対して要望 なんですけれども、今回、給与改定その他で 議案が上がっておりますが、私見ですけれど も、自分はまず給与を云々するとき、幹部の 人からは外してとか、何か悪いことがあった らまず幹部から減給とかいう、あの考え方に は僕は反対です。

それと若手を今回少し給与を上げるという ことですが、そしてそれによって、今、若手 がモチベーションが下がっているので、モチ ベーションを上げるためにと僕は御説明を受けたんですけれども、僕としてはやっぱり若手のモチベーションを上げるんだったなら、やっぱり会社で言うなら係長、課長、部長とこれに上がるほど給与も上がって、ああ、自分は頑張って、あそこについたあの権限で自分の仕事をして給与もふやしたいと思うのが、一番のモチベーションだと思うんですよ。そういう意味で、何かあったらすぐ上から削っていくというのは、僕はいかがなものかと思います。やはり給与をあれするなら、ま

削っていくというのは、僕はいかがなものか と思います。やはり給与をあれするなら、ま あある一定の頭割りは必要だとしても、責任 体制、能力によって今後給与を配分していく という考え方を今後ちょっと検討していただ きたいと思います。

○吉永和世委員長 要望ですね。

ほかにありませんか。

(発言する者なし)

○吉永和世委員長 なければ、これで質疑を 終了します。

ただいまから、本年委員会に付託されました議案第1号、第19号から第21号まで、第31号から第32号まで、及び第44号から第45号までについて一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認め、一括 して採決いたします。

議案第1号、第19号から第21号まで、第31号から第32号まで、及び第44号から第45号までについて、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。 よって、議案第1号、第19号から第21号まで、 第31号から第32号まで、及び第44号から第45 号までについては原案のとおり可決または承 認することに決定いたしました。

次に、本委員会に今回付託されました請願

を議題とし、これについて審査を行います。 それでは、請第16号について執行部から、 状況説明を願います。松葉学校人事課長。

○松葉学校人事課長 学級定数を減らし行き とどいた教育を求める熊本県連絡会から提出 されました請第16号について、御説明をいた します。

請第16号の趣旨は、中学校に35人学級を導入することというものでございます。本県では平成15年度から、県下すべての小学校1年生に35人学級を導入し、さらに子供の発達段階や教科、学習内容の連続制、1年生で身につけた生活習慣や学習習慣の定着を図るなどのために、平成16年度からは小学校2年生にも導入をしたところでございます。これは現在も続けておりまして、現在では小学校1、2年生109クラスほどが増ということでやっております。

調査結果によると、一人一人の個に応じたきめ細かな学習指導や基本的生活習慣の確立等に効果が見られております。今後も、小学校1、2年生においては引き続き35人学級編成を行うとともに、小学校3年生から中学3年生にあっては、教科によって習熟度別等に少人数化し指導を行う少人数指導や、チームティーチングできめ細かな指導を効果的に行ってまいりたいと考えているところでございます。

また中学生の子供たちの抱える問題についてでございますが、いじめ・不登校問題を初め生徒指導上の問題など大変多様化している現実があります。これらの問題が顕著に見られる学校の要望に対しては、児童生徒支援加配教員やスクールカウンセラーを配置し、問題の発生防止及び課題の解決のために人的な配慮を行っているところでございます。

ちなみに、現在、国の考え方も学級編成の標準、40人でございますが、これを全国一律に引き下げるという画一的な取り組みではな

く、地域や学校の実情に合わせた柔軟な取り 組みを行うために、必要に応じた加配措置を 通じて、学習効果を高めたり多様化した喫緊 の問題への対応を行ったりしていくというの が国の方針でございます。

そういったことで、新たに中学校への35人 学級編成のための人的措置が国においてなさ れる見込みはございません。

また単県での措置を考えた場合、新たに18 9学級以上の学級増が考えられまして、予算 的には約8億円以上が必要になるというふう に考えておるところでございます。

以上でございます。

○吉永和世委員長 ただいまの説明に関し て、質疑はありませんか。はい、平野委員。

○平野みどり委員 今御説明があったとおりだと思います。熊本に限らないんですが、中学校というと小学校から本当に雰囲気もそして勉強する内容も激変しますし、あと思春期ということで非常にナーバスな生徒たちの状況があるかというふうに思います。

その中での学級の単位の縮小と35人学級と いうのは、ある意味これは小学校の高学年も 必要でしょうけれども、中学1年あたりとい うのは本当に必要なのかなというふうに思っ ているところです。189学級の今8億円とお っしゃいましたですかね、かなりの大きな負 担で国がなかなか支援をしない中で単県で難 しい部分も確かにあるかなというふうには思 いますが、中学から不登校になってそしてそ の後、高校にもなかなかなじめず入学もせず、 行かずというような子供たちもふえることを 考えたときに、この中学1年生での手当とい うのはとても大事だろうというふうに思って いるところです。何とか少しずつでも、189 学級一遍にはできないまでも、少しずつでも 35人学級を中学の部分に入れていくことの必 要性というのを、この請願をいただきながら

強く思っているところです。

意見ですけれども、よろしくお願いします。

○吉永和世委員長 ほかに質疑はありません か。

(発言する者なし)

○吉永和世委員長 なければ、これで質疑を 終了します。

次に採決に入ります。継続、採択、不採択 の考えがありますが、この請第16号について はいかがいたしましょうか。

> (「不採択」「意見を言わせていただいて いいですか」と呼ぶ者あり)

○平野みどり委員 現状では厳しいだろうとは思いますけれども、こういった部分を可能性として私たちも真摯に考えていきながらということで、ぜひとも継続で考えていっていただけないかなというふうに思います。

(「同じ意見でございます」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 継続と、今、不採択とい う意見がありますので、まず継続についてお 諮りいたします。

請第16号を継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○吉永和世委員長 挙手少数と認めます。よって、請第16号は継続審査としないことに決定いたしました。

それでは、請第16号を採決いたします。 請第16号を不採択とすることに賛成の委員 の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○吉永和世委員長 挙手多数と認めます。よって、請第16号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、継続中の付託された請願を議題とし、 これについて審査を行います。

それでは、請第1号、請第4号から第6号 までについて、執行部から前委員会以降の状 況の説明を願います。後藤高校整備政策監。

○後藤高校整備政策監 座ったままで失礼します。

請第1号、請第4号、請第5号、請第6号 は、県立高等学校再編整備等基本計画等に関 する請願でございます。

請第1号は、基本計画等の案の段階で前期 実施としている矢部高校と蘇陽高校の再編・ 統合を中期以降とし、地元との協議を深める ことなどを求めるもの、請第4号は、八代東 高校定時制の存続を求めるもの、請第5号は、 阿蘇清峰高校の存続を求めるもの、請第6号 は、再編対象校の関係者と熊本県教育委員会 の間で地域協議会を設置することなどを求め るものでございます。

請願の審査の前提としてお知りおきいただくために、報告事項として説明を予定しておりました県立高等学校の再編整備等についてをここで御説明することとしまして、状況説明とさせていただきたいと思います。

去る10月25日に教育委員会で決定しました 県立高等学校再編整備等基本計画の概要について、御説明いたします。

お手元にお配りしております県立高等学校 再編整備等基本計画についてという、A4、 2枚紙の資料をごらんいただきたいと思いま す。

9月の委員会で、基本計画の案については 御説明し、各委員の皆様には計画決定時にす でに送付しておりますので、ポイントのみ御 説明させていただきます。

まず1ページ目でございますけれども、まん中の図にあらわしておりますように、著しい少子化とそれに伴う県立高校の小規模化が進む中、高校段階で求められる教育環境をしっかりと確保していくために、県立高校の再編整備が必要になっているということを、1ページに書いております。

2ページを、ごらんください。基本計画の

概要でございます。

まず、四角囲みの1計画策定の視点でございますが、子供たちの教育効果を最も重視するということでございます。6月の定例議会で教育長が答弁いたしましたとおり、高校再編は教育の見地から行うものであり、あくまでも結果として財政効果がついてくるということでございます。

四角囲みの2通学区域の見直しについてでございます。2の見直し後の通学区域でございますが、平成22年度に現行の4学区から3学区に拡大することとし、3の入学者選抜学外枠の取り扱いについてでございますが、平成22年度に現行の6.5%から13%へ、また、その影響等を見ながら24年度以降に20%に拡大するというふうにしております。

3ページを、ごらんください。四角囲みの 4再編整備について1、全日制高校(1)再編 整備の考え方でございますが、ここに書いて おりますような考え方に沿いまして、後追い ではなく先を見通して再編整備を行うという ことにしております。

まん中以下(2)で再編整備の計画として、14件を掲げております。

今回、計画を決定するに当たりまして、ア ンダーラインを引いた部分を見直しておりま す。

見直した点は、大きく3つございます。

1点目は、全体の計画期間9年間をそのままで、前期を1年延ばし22年度までとし、これに伴い中期を1年短くしたことでございます。これは、県議会の9月定例会で教育長が答弁しましたとおり、前期の再編・統合案件について実施時期を平成21年から22年度へ1年延ばしたものでございます。

見直しの2点目としまして、案の段階までは中期以降でくくって再編案件を示しておりましたけれども、今回の計画決定に当たりまして中期と後期を分けて、それぞれの再編案件を示しております。これは再編の時期を明

確にして、地域の不安の解消に努めるもので ございます。

見直しの3点目は、このページの一番下の 文章を追記したことでございます。読み上げ ますけれども、「再編・統合の対象としてい る学校であっても、入学者数が大幅に増える といった大きな状況の変化があれば、再編・ 統合について再考する。 再編・統合に伴う 新校の開設予定時期まで、地域の方々等と意 見交換を続けていくことはもちろん、その間 の入学者数の状況等も見極めながら、再編・ 統合について判断する。」というふうにして おります。

これは、説明会、各種要望、パブリックコメントそして県議会での質問等で、地域の声をよく聞いてほしいとか、学校活性化に向けた地域の努力も見てほしいといった意見を多くいただいたことを踏まえたものでございます。

なお、この内容につきましては9月定例会 でお示ししていたものでございます。

4ページを、ごらんください。

中ほど3の再編整備に当たっての留意点でございますが、(2)で「再編整備に伴い通学事情が著しく悪化するような場合は、バス路線の確保や運行時刻について民間事業者や市町村等と協議します。公共交通機関での通学が困難な場合は、スクールバスの運行について検討します。 また、再編整備に伴い通学費負担が著しく増加するような場合は、奨学金制度の拡充等に努めます。」というふうにしております。再編整備に伴う通学の便の確保につきましては、十分考慮していきたいと考えております。

スケジュールでございますが、今までの経緯として県立高等学校整備推進協議会の設置から3年間をかけて関係計画を策定しております。平成18年7月の基本計画第1次素案公表後、50回を超える説明会を開催しております。また最近では、11月2日に宇士、八代両

校に中高一貫教育校設立準備室を設置し、県 : たいと思います。 立中学校の開設準備などに取りかかったとこ ろでございます。

さらに今後、時期は未定でございますけれ ども、計画で再編・統合の対象とされる高校 に、新校開設準備室、これは仮称でございま すけれども、これを設置し再編整備に伴う新 校の開設準備に取り組みたいというふうに考 えております。

再編・統合に伴う新校の開設時期までは、 その間の入学者等の状況も見極めながら、再 編・統合について判断することとしておりま すけれども、新校開設の準備には2年ほど必 要なため、しかるべき時期に新校開設準備室 を設置し、再編・統合に伴う新校の開設準備 を進めていきたいというふうに考えておりま す。

ただし、準備を進める一方で、入学者等が 大幅にふえるといったような大きな状況の変 化があれば、再編・統合についても再考する ということにしたいというふうに考えており ます。

以上で、説明を終わります。御審議のほど を、よろしくお願いいたします。

○吉永和世委員長 御説明いただきましたけ れども、今の説明に対して質疑はありません か。早田委員。

○早田順一委員 最後に記載の新校開設準備 室(仮称)、これは今考えられておられるの は教育委員会の中で考えられているんでしょ うか、それとも、例えばPTAの会長さんが 入ったりとか、どういうような考えを今持っ ておられますか。

○後藤高校整備政策監 新校開設準備室につ きましては、中高一貫もそうでございますけ れども、当該校の中の学校内の組織というふ うに見ておりまして、その中で検討していき

そして一番下に書いておりますけれども、 その中で別に検討組織を外部委員会のような ものを持ちまして、この中で保護者等の意見 はくみ上げていきたいというふうに考えてお ります。

- ○早田順一委員 この新校開設準備室という のは、学校の先生たちということですね。
- ○後藤高校整備政策監 現在のところ、そう いうふうに考えております。
- ○吉永和世委員長 いいですか。ほかにあり ませんか。はい、平野委員。

○平野みどり委員 今後、開校に向けて「入 学者数が大幅に増えるといった大きな状況の 変化があれば、再編・統合について再考す る。」というふうに、アンダーラインが引い てあるわけですけれども、ことしの4月ぐら いからその傾向が見えている学校とか、来年 に向けて地域の努力や先生方の努力の中で、 見込みがありそうなところというのは具体的 にあるんでしょうか。

○後藤高校整備政策監 ことしの4月段階で は、まだ明確にそういう動きがあるというの は聞いておりません。

ただ、一部では非常に地元の自治体の方が 取り組みされておりますので、今後の2月、 3月の受験の状況を見ていきたいというふう に考えております。

- ○平野みどり委員 わかりました。
- ○吉永和世委員長 よろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり) なければ、これで質疑を終了いたします。 次に、採決に入ります。

継続、採択、不採択の考えがありますが、 この請第1号についてはいかがでしょうか。 (「継続」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 継続という意見がありま すので、継続についてお諮りいたします。

請第1号を継続審査とすることに、御異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。 よって、請第1号は継続審査とすることに決 定いたしました。

次に、請第4号についてはいかがでしょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 継続という御意見があり ますので、継続についてお諮りいたします。

請第4号を継続審査とすることに、御異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。 よって、請第4号は継続審査とすることに決 定いたしました。

次に、請第5号についてはいかがでしょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 継続という意見がありま すので、継続についてお諮りいたします。

請第5号を継続審査とすることに、御異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。 よって、請第5号は継続審査とすることに決 定いたしました。

次に、請第6号についてはいかがでしょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 継続という意見がありま すので、継続についてお諮りいたします。

請第6号を継続審査とすることに、御異議 ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。 よって、請第6号は継続審査とすることに決 定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も 継続審査することを議長に申し出ることとし て、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、報告事項に入ります。

教育委員会から報告の申し出が1件あって おりますが、付託議案等の説明の中で付随す るものとして報告がありましたので、この場 での説明及び質疑応答は省略いたします。

それでは、次にその他で何かございますで しょうか。はい、氷室委員。

○氷室雄一郎委員 先ほど言えばよかったんですが、私も継続審議ということにつきまして、県議会議員として私たちの役割がどうなのかという、さまざまな御批判等もあっております。

私は、この高校再編整備につきましては、 やはり私たちの考え方なりまた意向等も、県 民の皆さんからさまざまな御意見をいただい ているわけでございまして非常に苦慮をして いるところでございますが、私は1つだけお 願いといいますか、ここに再編整備等基本計 画についてという資料を2枚いただきました けれども、この中に適正な学級規模を確保す る必要性というのがございますが、こういう この文言を読んで、なぜ今こういう流れなの かというのが、なかなかわかりにくいわけで すよ。

小学校は簡単に統廃合してきた、すぐできるという……すぐできるというわけにはいきませんけれども、高校というのは非常に難し

い面がございます。例えば、この2ページに ! 資料がありますけれども、県立普通高校にお ける学級規模の教員数、こういう教員数の流 れもありますし、次は開設科目数こういうも のを見て、一般の方というのはほとんど御理 解が難しいわけです。部活動をするとか図書 の冊数がどのくらいあるかというのはわかる わけでございますけれども、私はもう少し、 今の段階では遅いかもしれませんけれども、 もう少しわかりやすいシミュレーションをし て、例えば高校に入られた方はわかると思い ますが、私は社会科の担当でございましたの で、社会も日本史とか世界史といろいろ分か れているわけです。だから、そういうものを 選択をせないかん、質もあるし、例えば進学 に対してはこの教科が必要だということな ら、その教員がちゃんと配置されていなけれ ばならんわけです。ただ人数によって、この 学級を減らすとかふやすとかいう論理じゃな くて、もう少しわかりやすいシミュレーショ ンをして、こういう実態が確実にあるんだと、 たとえ1人の子供でも進学をしたいという希 望者がおれば、その子供たちにとってその課 程において学ばなければならん教科があるわ けでございます。その教科のためには、職員 も配置をせないかん。ただ人数とか規模です べてを片づけるというわけにはいかないとい う実情がちゃんとあるんだということを、も う少し何かわかりやすいシミュレーションを して、これからまたさまざまな説明会等もあ ると思いますけれども、ただ、これを読んで、 生徒数が少なくなり少人数で教育をした方が 一番理想的なんですけれども、小学校みたい にはいかない面があるわけでございますの で、その辺を私はもう少し一般の方が、ああ、 なるほどこういう仕組みになっているんだな と、だから3人とか5人では高校の教育とい うのは非常に難しい、小学校の場合は1人と か2人でもそれは教育はできるわけでござい ますけれども、そうはいかない仕組みが存在

しているということを、もう少しちゃんと説明をわかりやすくすれば、理解も得られるんじゃないか。ただ、ここに挙げてある、教員数は2学級の場合19.2、なぜなのかという……。開設科目数が35.0超過、こういうものをただ見て、一般の説明会のときにはなかなか御理解いただけないんじゃないかと。具体的に何かシミュレーションをして、こういう形になるんですよということ、なりますよということを、2月議会でも聞くことがございますので、何かございましたらお示しを願いたいと思っております。

○石井高校教育課長 今の氷室委員の御質問ですけれども、私どもは対象地域の説明会に行った際には、今おっしゃった部分については御指摘のとおり、地域の皆様方は、やっぱり小学校と高校の性格的なものの違いというのがなかなか御理解が不十分でございますので、教育課程の中で、例えば中学校は社会は1科目、高校の場合は6科目が出てくるというような具体的な話を示しながら、教育課程表の違いを、2クラスの規模の学校あるいは6クラスの規模の学校のその違いというものを示しながら説明はしてまいりました。

ただ、先生御指摘のように、こういった資料作成で広報する上においても、今のような部分が十分伝わるような配慮を今後考えていきたいと思っております。

○吉永和世委員長 ほかにございませんか。 なければ、以上で本日の議題は終了いたしま した。

最後に、陳情・要望書等一覧のとおり、要望書は4件、提案書1件が提出されていますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会 を閉会いたします。

大変お疲れでございました。ありがとうご

ざいました。

午前11時37分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

文教治安常任委員会委員長